明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第十二条　関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法施行令第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第四十八条の十一第四項第五号の改正規定中「第四十八条の九第七項第五号」を「第四十八条の九第六項第五号」に改める。

第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四〇号の二の改正規定中「又は同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「削り」の下に「、「同条第五項」を「同条第三項」に改め」を加え、同表第六四号の五の改正規定中「同表第六四号の五」を「同表第六四号の七」に改める。

（関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十三条　関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。附則第四条において「平成二十九年改正令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条のうち関税法施行令第四条の三の改正規定中「を適用しない貨物」及び」を削る。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定中「、「、第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に」を削り、「同表第一二項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に、「この項において」を「及び第四項」を「、次項及び第五項」に、「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項」を「同条第四項中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項」に改め、同令第十九条の改正規定中「同表第一三項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に改め、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定中「関税定率法」の下に「（明治四十三年法律第五十四号）」を加え、「関税率表第〇二〇三・一一号の二」を「同法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二十条第一項第一号中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第二十一条ただし書の改正規定中「「法第八条第一項」を「同項」に改め」及び「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削り、同令第二十五条の改正規定中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、同令第三十三条の改正規定中「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改める。

第六条のうち電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表中第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし、第七三号の次に一号を加える改正規定中「第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし」を「第七三号の七を第七三号の八とし、第七三号の二から第七三号の六までを一号ずつ繰り下げ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税法施行令第十三条第二項第二号の改正規定、同令第十四条第三項の改正規定、同令第十六条の改正規定、同令第十六条の三を同令第十六条の四とし、同令第十六条の二を同令第十六条の三とし、同令第十六条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第二十三条第一項の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第七号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同表第一二号の改正規定及び同表第一七号の改正規定並びに次条の規定　平成二十九年六月一日

二　第二条中関税定率法施行令第五十六条から第五十六条の四までの改正規定並びに第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号トの改正規定（「第七三号」を「第七二号の四」に改める部分に限る。）、同令別表第四号の次に一号を加える改正規定、同表第四二号の改正規定、同表第四九号の二の次に二号を加える改正規定、同表第五三号の三の改正規定、同表第五五号の改正規定（「（原産地証明書を除く。）」及び「認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加える部分に限る。）、同表第五六号の二の改正規定、同表第七二号の二の次に一号を加える改正規定、同表第七三号を第七二号の四とし、同号の次に二号を加える改正規定、同表第七五号の改正規定及び同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に一号を加える改正規定　平成二十九年十月八日

三　第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第二十五条第一号の改正規定、同令第六十四条の二第一号及び第二号の改正規定、同令第九十五条の改正規定、同令第九十七条を削る改正規定、同令第九十六条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第九十七条とする改正規定、同令第九十五条の次に一条を加える改正規定、同令第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十九条及び第百条の改正規定、同令第百二条を削る改正規定、同令第百三条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第百四条とする改正規定、同令第百一条（見出しを含む。）の改正規定、同令第百二条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第百条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の規定並びに附則第三条の規定　平成三十年四月一日

四　第一条中関税法施行令第六十四条の二第四号の改正規定　関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号。次号及び附則第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五　第一条中関税法施行令第十三条の改正規定（同条第二項第二号の改正規定を除く。）、同令第十三条の二の改正規定、同令第十四条第九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の三の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定（「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。）　改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十九年六月一日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の関税法施行令（以下この条において「新関税法施行令」という。）第十六条第五項、第十六条の二第四項及び第十八条の二第十一項の規定の適用については、新関税法施行令第十六条第五項中「第十七条第四項」とあるのは「第十七条第四項前段」と、新関税法施行令第十六条の二第四項中「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二第三項前段」と、新関税法施行令第十八条の二第十一項中「第二十条の二第六項」とあるのは「第二十条の二第六項前段」とする。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、改正法第二条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百三十八条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金は、改正法第二条の規定による改正後の関税法第百四十六条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金とみなす。